

# 令和4年第11回教育委員会議事録

令和4年6月22日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会議事録

日 時 令和4年6月22日（水）午後2時00分～午後2時24分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 庶務課長 村野 貴弘  
生涯学習担当部長 学校ICT担当課長

学校支援課長 宮崎 敬司 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター  
統括指導主事 加藤 則之

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 0名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第53号 杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第54号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第55号 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

### (報告事項)

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について
- (2) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

## 目次

### 議案

議案第53号	杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第54号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
議案第55号	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	5

### 報告事項

(1)	教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について	6
(2)	教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について	8
(3)	学校運営協議会委員の任命について	9
(4)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	10

**教育長** それではただいまから、令和4年第11回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日は折井委員から欠席との連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案3件、報告事項4件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議題に入ります。

まず、議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第1、議案第53号「杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

私の方からご説明いたします。

この度、東京都において特殊勤務手当の見直しが行われ、非常災害時等の緊急業務に係る教員特殊業務手当の額が引き上げられたところでございます。特別区におきましても、東京都や他団体との均衡を図るため、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当について同様に見直しを行うことといたしました。

杉並区におきましては、条例改正を行い、教員特殊業務手当の額の上限を引き上げたところでございます。このことに伴いまして、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当を改定する必要があるため、規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明いたします。議案の最後に添付いたしました資料をご覧ください。別表第2に規定する非常災害時の緊急業務の各業務におきまして、下線で表示した手当額に改めるものでございます。

次に議案を1枚お戻りください。附則でございます。施行期日は公布の日からとし、改正後の別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用することとするほか、必要な経過措置を定めています。なお、この議案につきましては、条例の規定に基づき、特別区人事委員会の承認及び地方自治法の規定に基づき、杉並区長の同意を得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**教育長** 前回も話題に出ていたかもしれないのですが、この手当というのは過去に幼稚園教職員に支給された実績というのはあるのでしょうか。

**庶務課長** 東日本大震災にさかのぼりますけれども、実績はございません。ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第53号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議がございませんので、議案第53号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、夏季休暇の取得期間の延長に関する規定の整備として関連がありますので、日程第2、議案第54号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第55号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括して上程いたします。こちらにつきましても、私の方からご説明させていただきます。

区は、新型コロナウイルス感染症対策により業務多忙となった職員が、夏季休暇を取得しやすい環境整備を図るため、今年度だけの特例として夏季休暇の取得期間を2箇月延長することといたしました。

このことに伴いまして、幼稚園教育職員及び会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に係る規則の一部を改正し、夏季休暇の取得期間の特例を定めるものでございます。始めに、議案第54条の改正内容につきましてご説明申し上げます。議案を1枚おめくりください。

附則第10条として、令和4年9月30日までの間に任用された職員に係る夏季休暇の適用につきましては、本則では9月30日となっている期限を11月30日に読み替える規定を加えるものでございます。施行期日でございますが、公布の日から施行することとし、本日の公布を予定しております。

次の議案第55号の会計年度任用講師に係る規則につきましても、議案

第54号と同様の改正を行うものでございます。

なお、いずれの議案につきましても、条例の規定に基づき、特別区人事委員会の承認を得ております。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは議案ごとに採決を行います。議案第54号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議はございませんので、議案第54号につきましては原案のとおり可決といたします。

**教育長** 続きまして、議案第55号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議はございませんので、議案第55号につきましては原案のとおり可決といたします。

次に報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは報告事項についてですが、「教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について」が本日は2件ございます。まずは報告事項1番について私からご説明いたします。

資料をご覧ください。本件は教育委員会規則につきまして、杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第2条の2の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理した旨をご報告し、その承認を求めるものでございます。

臨時代理により処理した規則でございますが、「令和4年度における杉並区学校教育職員の夏季休暇の特例に関する規則」を6月15日に杉並区教育委員会規則第25号として処理したものでございます。

次に教育長の臨時代理により処理した理由についてご説明いたします。

東京都教育委員会におきましては6月15日に新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務への影響を踏まえ、職員の夏季休暇の計画的取得を促進するため、令和4年度における夏季休暇の取得期間を拡大するための規則を公布したところでございます。

区費教員の休暇制度につきましては、都費教員と同一のものとする  
こととしていることから、6月15日、条例の施行に伴い、特別区人事委員  
会に規則制定の承認申請を行い、同日承認を得たところでございます。  
この承認の後、速やかに規則を制定する必要がございましたが、教育委  
員会を招集するいとまがなかったことから、教育長の臨時代理により規  
則を制定し、交付したものでございます。

それでは規則の内容につきまして、ご説明申し上げます。

資料の最後に添付しました読替表をご覧ください。第32条第1項に規  
定する「夏季の期間」としまして、7月1日から9月30日までとしてい  
るものを、令和4年度におきましては6月16日から11月30日までと読み  
替えるものでございます。

資料の2枚目にお戻りください。施行期日でございますが、公布の日  
から施行することとしており、6月15日に公布したところでございます。

以上で報告を終わります。よろしくご承認くださいますようお願い申  
し上げます。

それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございまし  
たらお願いいたします。

**教育長** 先ほどの議案第54号と55号、期間が異なるのは何か理由があるの  
でしょうか。

**庶務課長** 区費教員については東京都教育委員会の方に合わせましたの  
で、それに基づきまして、少し前倒しで6月16日からとなっております。

**教育長** ということは、区費教員は基本、東京都としっかり合わせて統一  
がとれるように、つまり学校の中で、区費教員だから、都費教員だから  
とって、その休暇の取得期間が異なることはないというふうに考えて  
よろしいですか。

**庶務課長** はい。そのとおりでございます。

**庶務課長** ほかにご意見等よろしいでしょうか。それでは無いようですの  
で報告事項1番についての質疑を終わります。それでは教育長、報告事  
項1番につきまして、教育委員会の承認が必要な案件でございますので  
採決をお願いいたします。

**教育長** それでは報告承認の採決を行います。報告事項1番について承認  
することに異議がございませんか。

(「異議なし」の声)



それでは異議ございませんので、報告事項1番を承認といたします。

**庶務課長** 続きまして、報告事項2番、同じく「教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について」、引き続き私の方から説明いたします。

資料をご覧ください。

本件は、教育委員会規則につきまして、杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第2条の2の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理した件をご報告し、その承認を求めるものでございます。

臨時代理により処理した規則でございますが、「杉並区学校教育職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則」を6月16日に杉並区教育委員会規則第26号として処理したものでございます。

次に教育長の臨時代理により処理した理由につきましてご説明いたします。

東京都教育委員会におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年7月1日以降に結婚した職員の特例として、結婚休暇の取得可能期間の拡大措置を実施しているところでございます。区費教員につきましても、休暇制度を都費教員と同一のものとするとして、この間同様の特例措置を実施してきたところでございます。

この度、東京都教育委員会におきまして、結婚休暇の取得可能期間を更に拡大するための規則が6月16日に公布、施行されたことから、区費教員についても同様の取扱いとするため、同日、条例の規定に基づき、特別区人事委員会に規則改正の承認申請を行い、同日承認を受けたところでございます。

この承認の後、速やかに規則を改正する必要がございましたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、教育長の臨時代理により規則を改正し、公布したものでございます。

それでは規則の内容につきまして、ご説明いたします。資料を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

慶弔休暇の取得可能期間の規定を読み替えるための特例措置を改めまして、これまでも特例の対象となっておりました、結婚の日が令和元年7月1日から令和3年1月6日までの職員につきまして、結婚休暇を

始める日を令和5年12月31日までとすることを可能とするほか、結婚の日が令和3年1月7日から令和5年1月6日までの間にある職員につきましても、結婚休暇を始める日を令和5年12月31日までとすることを可能とするものでございます。以上で報告を終わります。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、無いようですので、報告事項2番についての質疑を終わります。それでは教育長、報告時報告事項2番につきましても、教育委員会の承認が必要な案件でございますので採決をお願いいたします。

**教育長** それでは報告承認の採決を行います。報告事項2番について承認することに異議がございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは異議がございませんので報告事項2番を承認といたします。

**庶務課長** 続きまして報告事項3番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

**学校支援課長** 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づきます、学校運営協議会委員の任命についてご報告いたします。今回任命されるのは小中合わせて2校、計2名となっており、2名とも新しく委員になられた方でございます。各委員の区分、委員経験等は記載のとおりでございます。

任期は令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年間となります。私からの報告は以上です。

**庶務課長** それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。はい、お願いします。

**久保田委員** コロナ禍ということで、学校運営協議会の会合などは、この2年間、中断してきたということが大きいと思うのですが、また今年度からは元に戻りつつあるというか、4月から各学校で学校運営協議会の集まりが持たれたりということも聞いております。また元のようにというか、学校と地域の連携、共同の取組の充実に向けて、それぞれの学校で頑張っていていただければと期待しているところであります。

つきましては、学校間の連携というか、そういったところで、今まで会長の連絡会というか、いわば横のつながりを持つ会等も持たれてきたと思うのですが、今年度の今後の会の予定を、分かる範囲で教えていただければと思います。

**学校支援課長** 今年度につきましても、会長同士で情報共有できるような場を設けるような形で予定しております。

ちょっと具体的な日程は未定なのですが、実施していく方向で準備を進めています。

**對馬委員** お二方とも校長推薦ということですが、差し支えなければ、どういった方なのか教えていただいてもいいでしょうか。

**学校支援課長** PTA会長の交代に伴いまして、お二方とも新しく任命されたという形でございます。

**庶務課長** ほかにご意見等、よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項3番についての質疑を終わります。続きまして報告事項4番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

**生涯学習推進課長** 私からは令和4年5月分の教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告いたします。

5月分の合計は全体で21件でございました。定例・新規の内訳は、定例が18件、新規が3件でございます。共催・後援の内訳は共催が1件、後援が20件でございます。私からは以上です。

**庶務課長** それではただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

**伊井委員** 区民の皆様が徐々に戻ってきているのかな、という感じがしております。後援の形ですけれども、オンラインと書いている事業についてでございますが、オンライン化によって、後援の内容はどんな感じに変わっているのか、それとも後援という形はあまり変化がないのかということをお教えいただけたらと思います。

**生涯学習推進課長** 後援名義を出すことについて、オンラインでやる事業に対して、特に何か通常の場合と違いがあるか、ということよろしいでしょうか。特にオンラインでやっているから後援名義を認めないとか、条件がつくとかということはありません。コロナ禍の状況などを考慮して、オンラインにするかどうかというのは主催者側でまず考えて、事

業内容全体が、後援名義を与えるのに適当と認められれば名義を与える、そういう考え方でございます。

**伊井委員** 形が変わるということではない、ということですね。

**生涯学習推進課長** はい、その通りです。

**庶務課長** ほかにご意見等、よろしいでしょうか。

**久保田委員** 感想というか、報告みたいな話になりますが、お許してください。5ページ目の1番の新規のところ、社会科教育連盟のことが書かれておりますが、全国規模での研究発表会が荻窪小で行われ、私も伺いました。

当日は朝から夕方まで1日、学びの多い会でありましたが、午前中の公開授業8本、そして授業の研究協議会、そして午後の学年別の分科会、そしてまた体育館での全体会、講演会等と久しぶりに完全対面研究発表会ということで、非常に活気のあるというか、参加者も胸がワクワクするような思いを味わうことができたなと私も思いました。

こちらの伊井委員も、6年生の社会科の授業のゲストティーチャーとして参加をされていたり、子どもたちの授業、学びの姿も素晴らしかったし、荻窪小の先生方にとっては頑張ってやっていたらっしゃいましたし、東京を中心に首都圏の先生方が集まって200名近くいたでしょうか、非常にいい発表会だったなと私も思いました。当日、済美教育センターの佐藤所長からもご挨拶がございましたが、やはりこれからも杉並区だけでなく、東京都及び全国規模のいろいろな研究会等も含めて、区として後援、支援していけたらいいなと改めて思いました。以上です。

**統括指導主事（加藤）** ありがとうございます。センターからも職員が運営として当日伺ってしまして、荻窪小学校の先生方が授業をされて、それを全国から集まった社会科を専門とする先生、またそれ以外の先生方も含めて100名以上の先生方が授業をご覧になられて、その後協議を行いました。

所長の方からも今週の月曜日に話がありまして、とても良い授業、子どもたちの主体性を大事にする授業というのをどの部会でも行って、済美教育センターとしてもこれだけいい授業をしてくださる先生方が区内にいらっしゃるということを再認識し、こちらもしっかり学びながら学校を支援していこうという、そのようなお話がありました。

**庶務課長** ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項4番についての質疑を終わります。

**教育長** それでは以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

**庶務課長** 次回の教育委員会定例会につきましては、7月13日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

**教育長** それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。